

町田市 介護予防・日常生活支援総合事業に関する 事業者説明会

【訪問型サービス事業者向け】

平成28年7月26日

町田市いきいき生活部
高齢者福祉課介護予防係

目次

1. 町田市における介護予防・日常生活支援総合事業の概要・・・・・・・・・・ 1ページ
2. 総合事業の利用手続き等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10ページ
3. 訪問型サービスの基準・単価等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19ページ
4. 事業者の指定等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25ページ
5. 総合事業の実施にあたり準備が必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31ページ
6. まちいきヘルパー事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33ページ
7. 今後の予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36ページ

1. 町田市における介護予防・日常生活支援 総合事業の概要

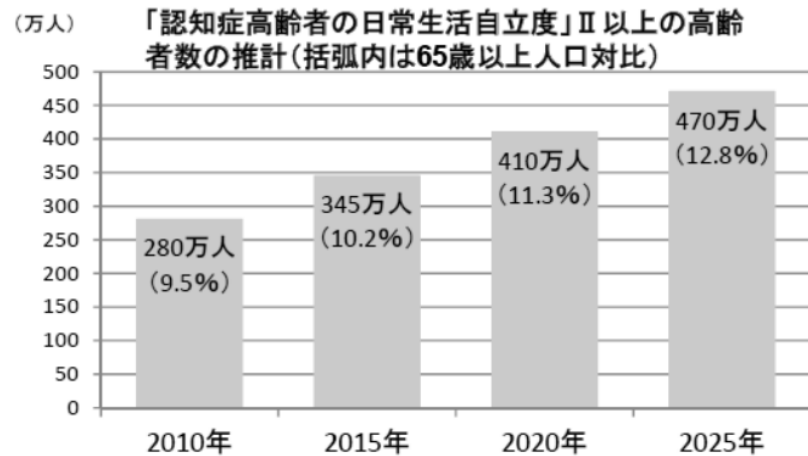
介護予防・日常生活支援総合事業の背景（1）

今後の高齢者人口の見通しについて

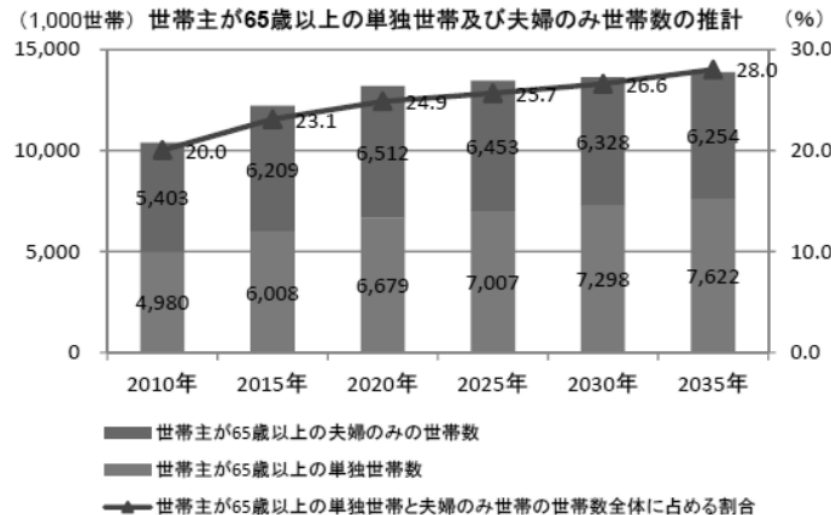
- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、**2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)**。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

	2012年8月	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,058万人(24.0%)	3,395万人(26.8%)	3,657万人(30.3%)	3,626万人(39.4%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,511万人(11.8%)	1,646万人(13.0%)	2,179万人(18.1%)	2,401万人(26.1%)

- ② 65歳以上高齢者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者が増加していく。



- ③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく。



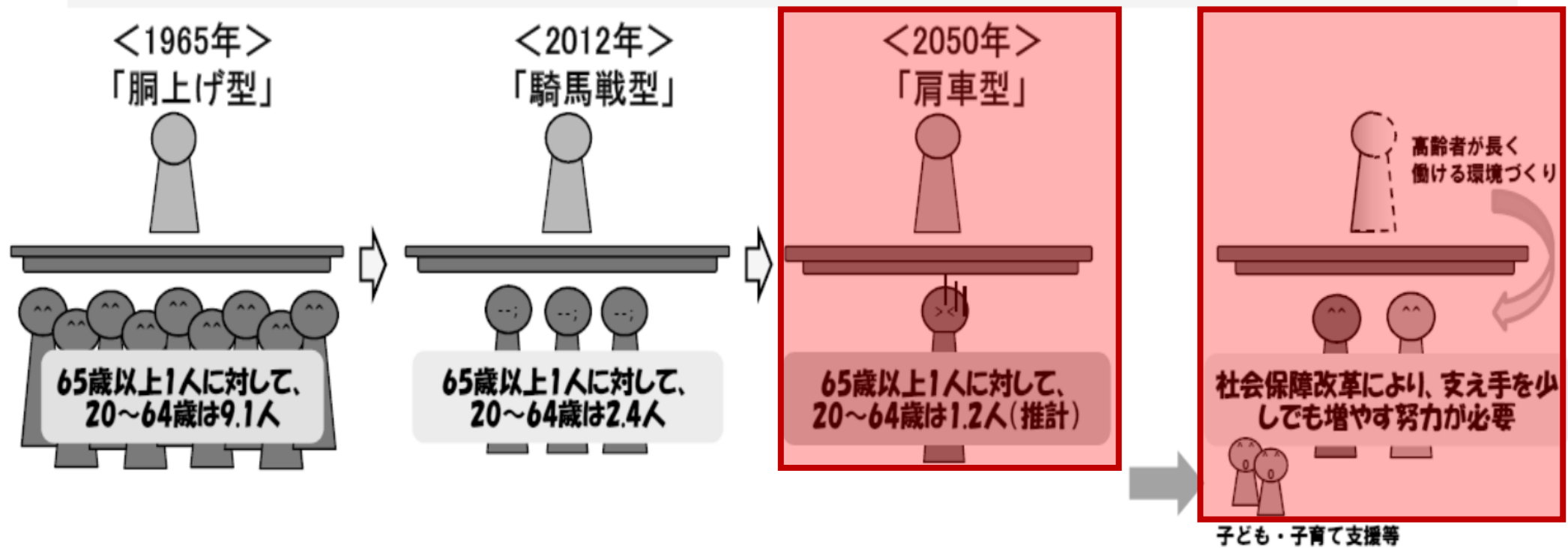
- ④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

	埼玉県	千葉県	神奈川県	大阪府	愛知県	東京都	～	鹿児島県	島根県	山形県	全国
2010年 <>は割合	58.9万人 <8.2%>	56.3万人 <9.1%>	79.4万人 <8.8%>	84.3万人 <9.5%>	66.0万人 <8.9%>	123.4万人 <9.4%>		25.4万人 <14.9%>	11.9万人 <16.6%>	18.1万人 <15.5%>	1419.4万人 <11.1%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	117.7万人 <16.8%> (2.00倍)	108.2万人 <18.1%> (1.92倍)	148.5万人 <16.5%> (1.87倍)	152.8万人 <18.2%> (1.81倍)	116.6万人 <15.9%> (1.77倍)	197.7万人 <15.0%> (1.60倍)		29.5万人 <19.4%> (1.16倍)	13.7万人 <22.1%> (1.15倍)	20.7万人 <20.6%> (1.15倍)	2178.6万人 <18.1%> (1.53倍)

介護予防・日常生活支援総合事業の背景（2）

「肩車型」社会へ

今後、急速に高齢化が進み、やがて、「1人の若者が1人の高齢者を支える」という厳しい社会が訪れることが予想されています。

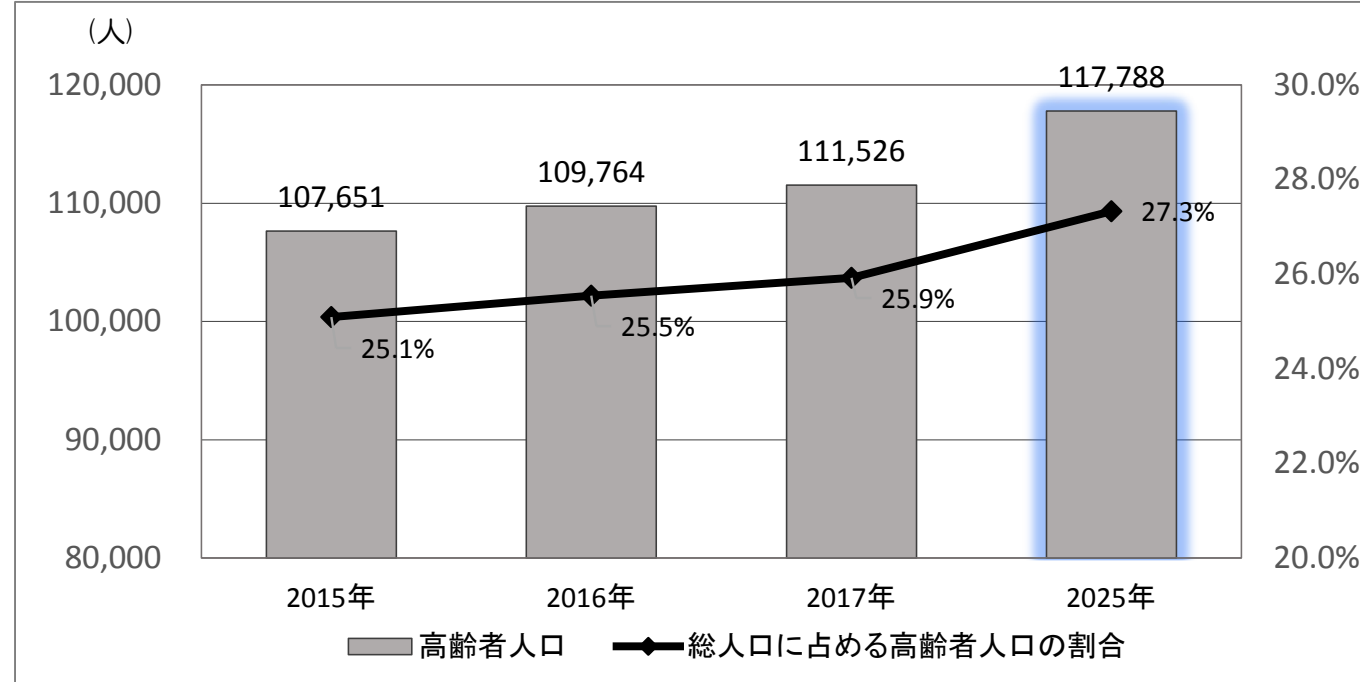


厚生労働省HP「地域包括ケアシステム」資料「今後の高齢者人口の見通し」より

町田市の高齢者人口の見込み

町田市においても、今後も、高齢者（65歳以上）人口は増加し、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、117,788人に達するものと見込まれます。

高齢者人口（第1号被保険者数）の見込みと高齢化率

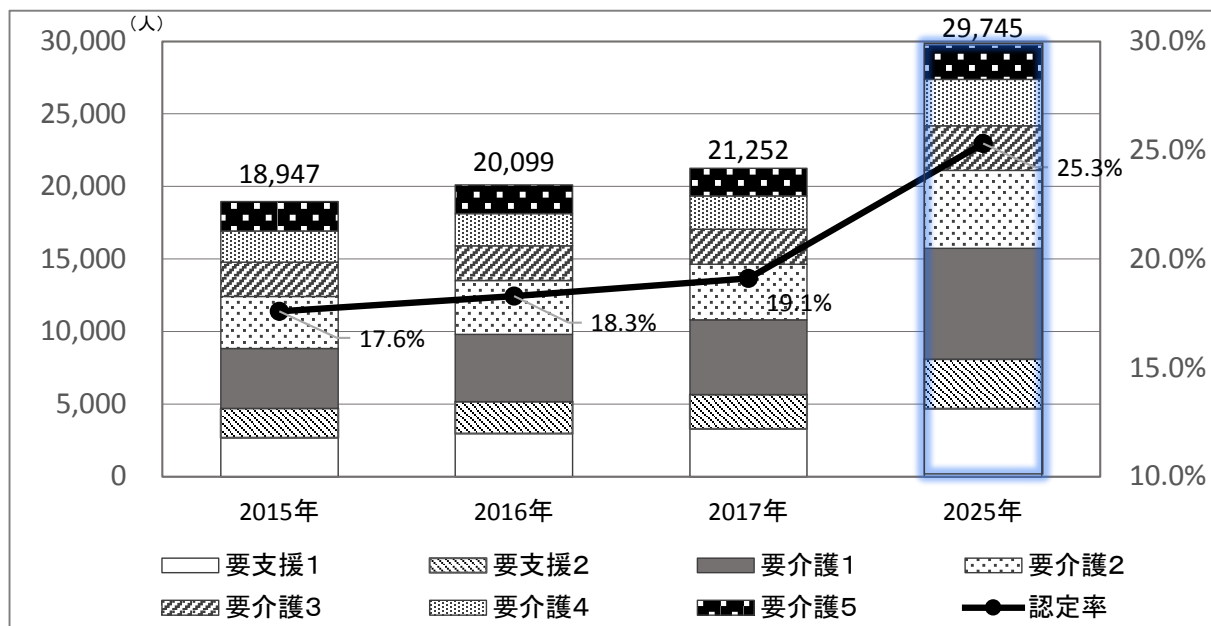


	2015年	2016年	2017年	2025年
総人口	429,025	429,643	430,137	430,934
高齢者人口	107,651	109,764	111,526	117,788
高齢化率	25.1%	25.5%	25.9%	27.3%

町田市の要介護認定者数の見込み

高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数も増え続け、認定率（第1号被保険者に対する認定の割合）も上昇が見込まれます。

介護度別要介護認定者数の見込みと認定率

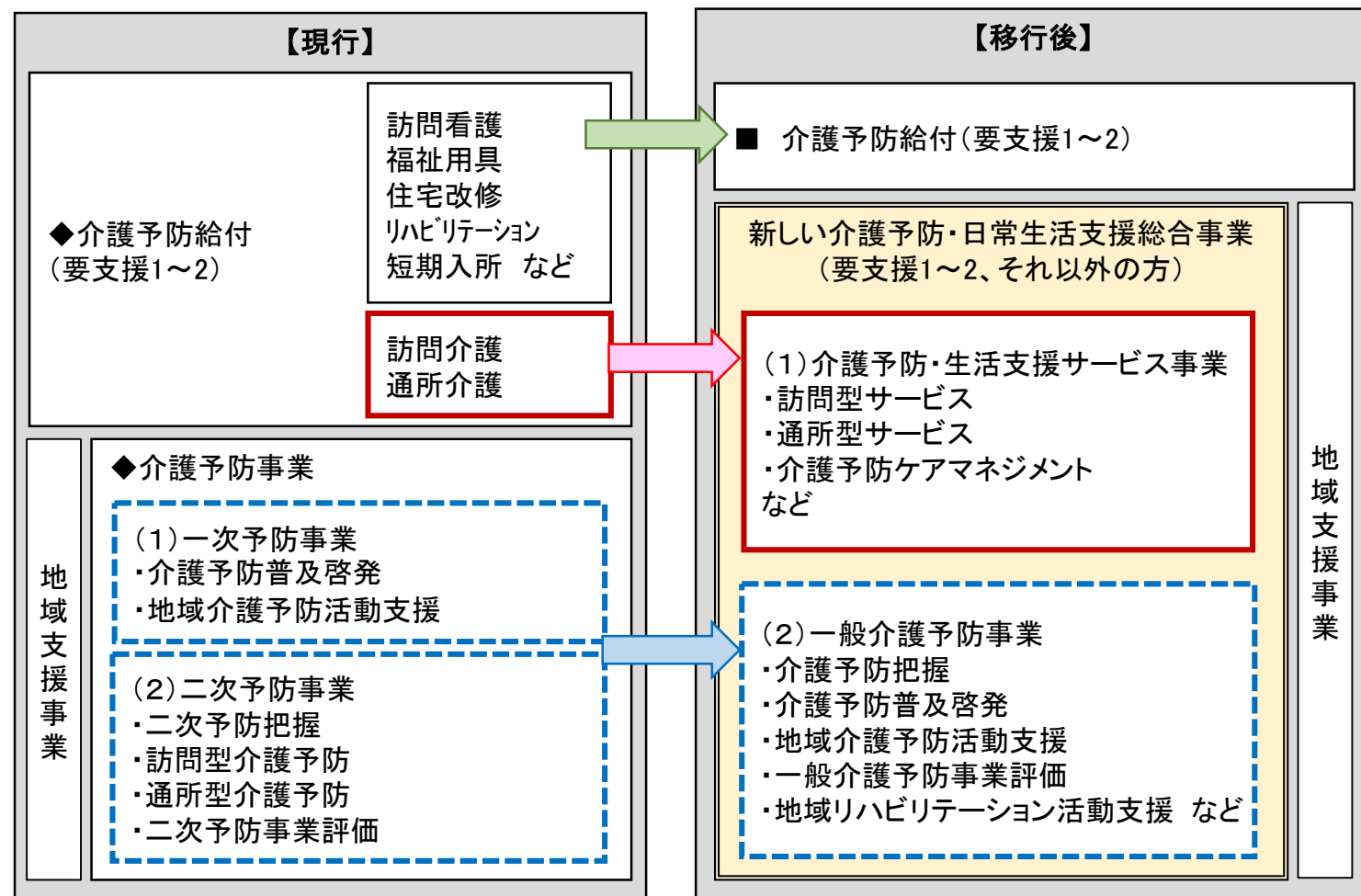


介護度	2015年	2016年	2017年	2025年
要支援1	2,677	2,978	3,289	4,674
要支援2	2,015	2,181	2,355	3,426
要介護1	4,136	4,637	5,161	7,626
要介護2	3,596	3,713	3,824	5,368
要介護3	2,350	2,392	2,423	3,094
要介護4	2,160	2,233	2,302	3,192
要介護5	2,013	1,965	1,898	2,365
合計	18,947	20,099	21,252	29,745
認定率	17.6%	18.3%	19.1%	25.3%

介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨

平成27年4月施行の改正介護保険法によって、「介護予防給付の一部」と「介護予防事業」が、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」という新たな区分に再構成され、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）として市町村が実施することとなりました。

町田市では、要介護状態の予防と自立に向けた支援、多様な生活支援体制のある地域づくりを進めるために、平成29年4月から「総合事業」を実施します。



町田市の総合事業の概要

事業の概要

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

対象者は、要支援認定を受けた方または要支援者に相当する状態の方（以下「事業対象者」）です。市では、現行で行われている訪問介護と通所介護サービスの他に、人員基準・資格等の基準を緩和したサービスAと、地域住民主体によるサービスB、さらには、作業療法士等の専門職が、3ヶ月程度の短期間に集中的に関わるサービスCを導入します。

(2) 一般介護予防事業

65歳以上の高齢者が対象です。事業内容は、従来から実施している「介護予防普及啓発事業」や「地域介護予防活動支援事業」などに加え、新たなサービスとして、理学療法士等の専門職が、地域の団体を支援する「地域リハビリテーション活動支援事業」に取り組んでいきます。

期待される効果

(1) 身近な地域において社会参加や介護予防に取り組みやすく、また継続しやすい環境が整うことで、生きがいを持って生活する高齢者が増加します。

(2) 現行のサービスの他に、基準を緩和したサービスやNPO・ボランティアによるサービスが整うことで、多様なサービスを低価格で受けることができ、自己負担額が少なくなります。

(3) 訪問介護・通所介護事業者の人員配置基準が一部緩和されることや、NPO・ボランティアなど新たなサービスの担い手が加わることで、介護職員不足に対する一助になります。

町田市の訪問型サービスの構成（案）

町田市では多様なサービスの中から、対象者の状態に合わせて適切なサービスを利用することとします。
また、事業者によるサービスは原則、市基準型訪問サービス（サービスA）を利用することとします。

サービス種別	事業者によるサービス			住民主体による地域活動団体型サービス		短期集中型サービス（サービスC）	移動支援サービス（サービスD）
	国基準型訪問サービス（現行相当）	市基準型訪問サービス（サービスA）		サービスB	インフォーマルサービス		
		一体型（訪問介護等との一体実施）	単独型				
サービス概要	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護員による身体介護 訪問介護員による生活援助 	訪問介護員、まちいきヘルパーによる生活援助 ※国基準に抵触しない範囲で単独型の基準を適用可	訪問介護員、まちいきヘルパーによる生活援助	家事援助や見守りなど、住民主体の団体が行う生活援助（介護保険内外サービス）		（必須） ・生活機能向上を目的とした、O Tの訪問による指導（必要に応じて） ・栄養改善を目的とした、栄養士の訪問による指導 ・生活機能向上を目的とした、P Tの訪問による指導	訪問、通所サービスと一体的に行う移動支援・移送前後の生活支援
介護保険内サービスの生活援助（老計第10号における「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」における家事援助。ただし、市基準型訪問サービス（サービスA）においても自立生活支援のための見守りの援助は含む）							
利用者の目安	右記に当てはまらないケース 1.既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用継続が必要なケース 2.身体介護が必要なケース 3.認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴うケース 4.退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要なケース 5.その他現行相当のサービスが必要なケース 例) うつ、精神疾患、難病等、病状不安定、全盲、虐待、ごみ屋敷など専門職のケアが必要なケース	生活援助が必要なケース ※状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進			例) ADLは自立しているが、軽度なサービスや短時間の支援（布団干しや洗濯物の取り入れ等）などが必要なケース	※運動型のサービスC利用に際して実施。（訪問単独での実施はなし。）	
実施方法	事業者指定	事業者指定	事業者指定／委託（検討中）	登録	登録	委託	委託
報酬等の考え方	報酬単価にて設定	報酬単価にて設定	報酬単価にて設定	補助・助成	案内・P R 保険・研修・交流会等	未定	未定
サービス提供者	現行の指定介護事業者	現行の指定介護事業者	新規参入の事業者	住民主体の団体	住民主体の団体	未定	未定
利用者負担額	市が設定	市が設定	市が設定	住民主体の団体が設定	住民主体の団体が設定	市が設定	未定
サービス開始時期	2017年4月	2017年4月	2017年4月	未定	2017年4月	2017年4月	未定

町田市の通所型サービスの構成（案）

町田市では多様なサービスの中から、対象者の状態に合わせて適切なサービスを利用することとします。
また、事業者によるサービスは原則、市基準型通所サービス（サービスA）を利用することとします。

サービス種別	事業者によるサービス			住民主体による地域活動団体型サービス		短期集中型サービス（サービスC）	
	国基準型通所サービス（現行相当）	市基準型通所サービス（サービスA）		サービスB	インフォーマルサービス	運動型	複合型（運動・口腔・栄養・認知症）
		一体型（通所介護等との一体実施）	単独型				
サービス概要	現行と同様（送迎、入浴、食事、相談・助言、機能訓練、レクリエーション等）	<ul style="list-style-type: none"> 通所介護等と一体で実施する「一体型」と、市基準型のサービスのみを行う「単独型」を設定 サービス形態として、短時間で実施する運動型サービスを想定し、特に単独型では、運動器機能向上プログラムの実施を義務付け 単独型は、要介護者等へのサービスと明確に分けて実施（別の部屋で実施、時間帯を分けて実施、曜日を分けて実施等の方法による） 		運動や趣味など、住民主体の団体が行う通いの場		週1回の専門職（健康運動指導士等）指導の下でのトレーニング	運動、口腔、栄養、認知症予防の4つのプログラムを複合的に実施
利用者の目安	<p>右記に当てはまらないケース 1.既に介護予防通所介護を利用しており、継続が必要なケース 2.サービスA・B等の多様なサービスの利用が難しい・不適切なケース 例) 認知症、退院直後、専門職の指導が必要、脳梗塞、うつ、パーキンソン、トラブル懸念ありなど専門職のケアが必要なケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p> <p>こちらのラインナップの中から状態に合わせて選択 ※状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>						
実施方法	事業者指定	事業者指定	事業者指定	登録	登録	委託	
報酬等の考え方	報酬単価にて設定	報酬単価にて設定	報酬単価にて設定	補助・助成	案内・PR 保険・研修・交流会等	未定	
サービス提供者	現行の指定介護事業者	現行の指定介護事業者	現行の指定介護事業者 ／新規参入の事業者	住民主体の団体	住民主体の団体	未定	
利用者負担額	市が設定	市が設定	市が設定	住民主体の団体が設定	住民主体の団体が設定	市が設定	
サービス開始時期	2017年4月	2017年4月	2017年4月	2017年4月	未定	2017年4月	

2. 総合事業の利用手続き等

町田市における総合事業の利用手続きのポイント



- 総合事業のサービスを初めて利用する場合の手続きは、原則、「介護認定申請」を実施
- 更新時には、「基本チェックリスト」を活用

※「基本チェックリスト」とは、利用すべきサービスの区分（一般介護予防事業、サービス事業）の振り分けのために使用する25項目の質問票のことです（左下表）。

記入日：平成 年 月 日（ ）

氏名		住所		生年月日	
希望するサービス内容					
No.	質問項目			回答：いずれかに○をお付けください	
1	バスや電車で1人で外出していますか			0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか			0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか			0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか			0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか			0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか			0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか			0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか			0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか			1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか			1. はい	0. いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか			1. はい	0. いいえ
12	身長	cm	体重	kg	(BMI =) (注)
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか			1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか			1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか			1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか			0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか			1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか			1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか			0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか			1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない			1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった			1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる			1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない			1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする			1. はい	0. いいえ

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5未満の場合に該当とする

＜事業対象者に該当する基準＞

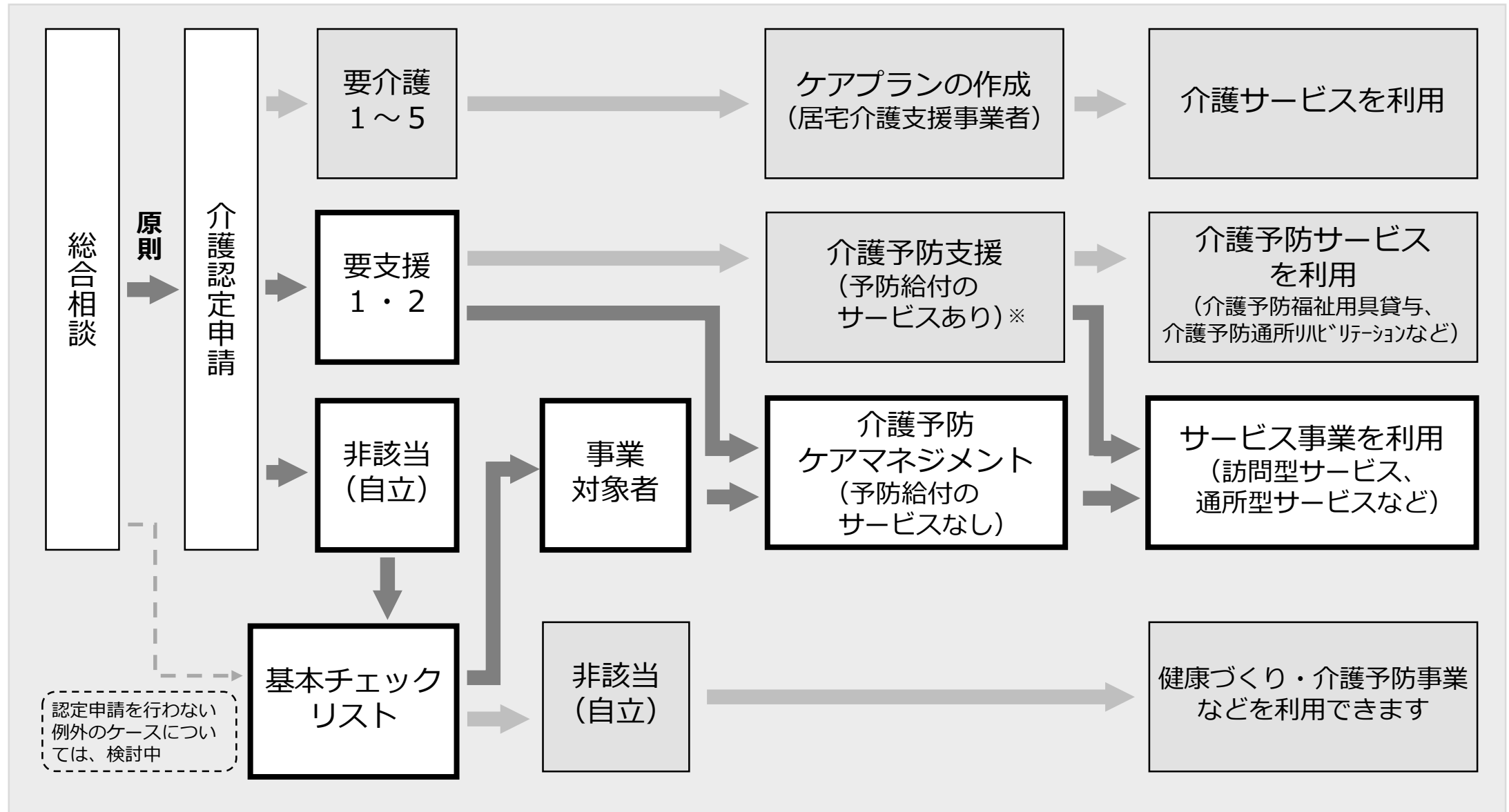
左記の基本チェックリストの実施の結果、以下の①～⑦のいずれかに該当した場合は、事業対象者となります。

- | |
|--|
| ① 様式第一の質問項目No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当 |
| ② 様式第一の質問項目No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当 |
| ③ 様式第一の質問項目No.11～12の2項目のすべてに該当 |
| ④ 様式第一の質問項目No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当 |
| ⑤ 様式第一の質問項目No.16に該当 |
| ⑥ 様式第一の質問項目No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当 |
| ⑦ 様式第一の質問項目No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当 |

(注) この表における該当 (No. 12 を除く。) とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。
この表における該当 (No. 12 に限る。) とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合をいう。

総合事業の利用手続き（新規）

＜介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）を利用するまでの流れ＞



*給付管理を伴わない予防給付のサービスの場合は、介護予防ケアマネジメントになります。

総合事業の利用手続き（認定更新時）

＜サービス事業の利用の手続きを一部簡素化します＞

要支援認定の更新時に、要支援1・2で介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用して、今後も同様のサービス希望の方は、高齢者支援センターが実施する「基本チェックリスト」に回答し、事業対象者に該当した場合は、引き続き同様のサービス（サービス事業）を利用できます。

第2号被保険者（40～64歳）や予防給付のサービスを利用する場合等は、これまでどおり要支援認定の更新が必要です。

※事業対象者の支給限度額は、要支援1と同じです

基本
チェッ
クリ
スト

事業
対象者

介護予防
ケアマネジ
メント

引き続き、
サービス事業を
利用できます

非該当
（自立）

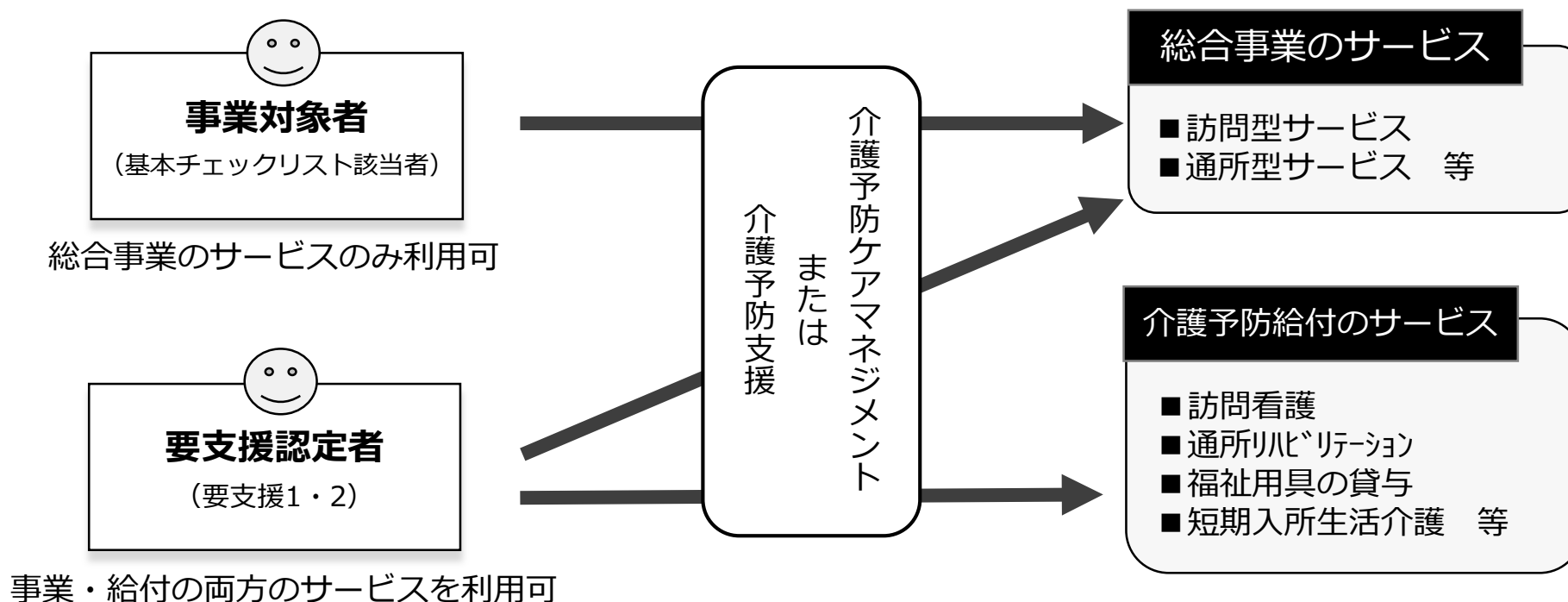
健康づくり・
介護予防事業
などを利用
できます

総合事業の対象者

- 総合事業の対象となる方は、以下のいずれかに該当した方となります。

①	平成29年4月1日以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
②	平成29年4月1日以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判定された方

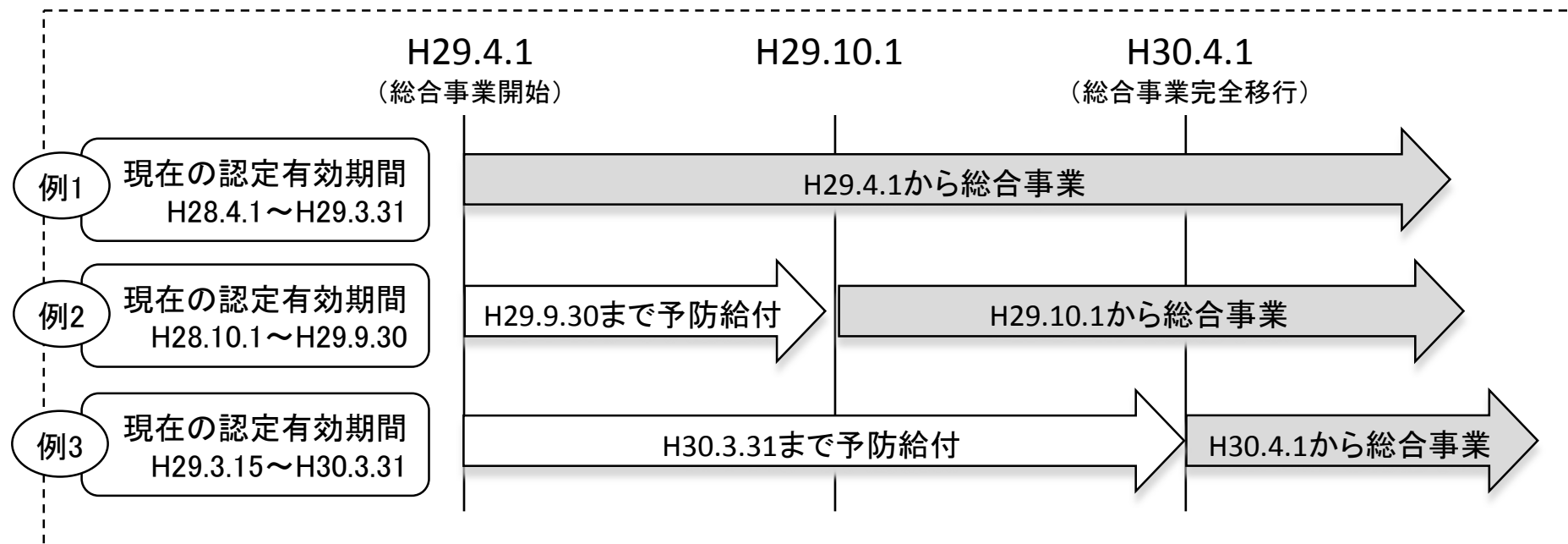
- 総合事業の対象者は、上記のとおり、基本チェックリストによる事業対象者だけではありません。要支援認定を受けた方も、総合事業のサービスを利用することができます（なお、サービスの利用にあたって、高齢者支援センター等によるケアマネジメントが必要な点は従来どおりです）。



町田市での総合事業の移行の方法

町田市では、平成29年4月1日から、1年間をかけて市内全域で総合事業へ移行していきます。
平成29年3月31日以前に要支援認定を受けていた方は、4月1日以降、新たに要支援認定を受けるまでは、従来の介護予防給付によるサービス（訪問・通所）を利用し、更新後に総合事業のサービスを利用することになります。

<介護予防給付から総合事業のサービスへの移行例>



総合事業における利用者負担・支給限度額

利用者負担

総合事業のサービスの利用者負担については、サービスの内容、時間、基準等を踏まえつつ、市町村が決定します。町田市では、指定事業者で行うサービスについては、介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上の所得の利用者は2割）と同様とします。

給付管理及び支給限度額

介護予防・生活支援サービス事業においては、サービスの実施方法として、事業者指定や委託による方法がありますが、指定事業者で行うサービスを利用する場合にのみ、給付管理を行います。その際の支給限度額は、以下のとおりとします。

- ①要支援者 その時点で適用されている、予防給付の支給限度額
- ②事業対象者 要支援1と同じ支給限度額

<支給限度額>

(単位)

事業対象者	要支援1	要支援2
5,003	5,003	10,473

※なお、要支援者が介護予防給付と総合事業のサービスを併用している場合は、上記の支給限度額の範囲内で一体的に給付管理を行います。

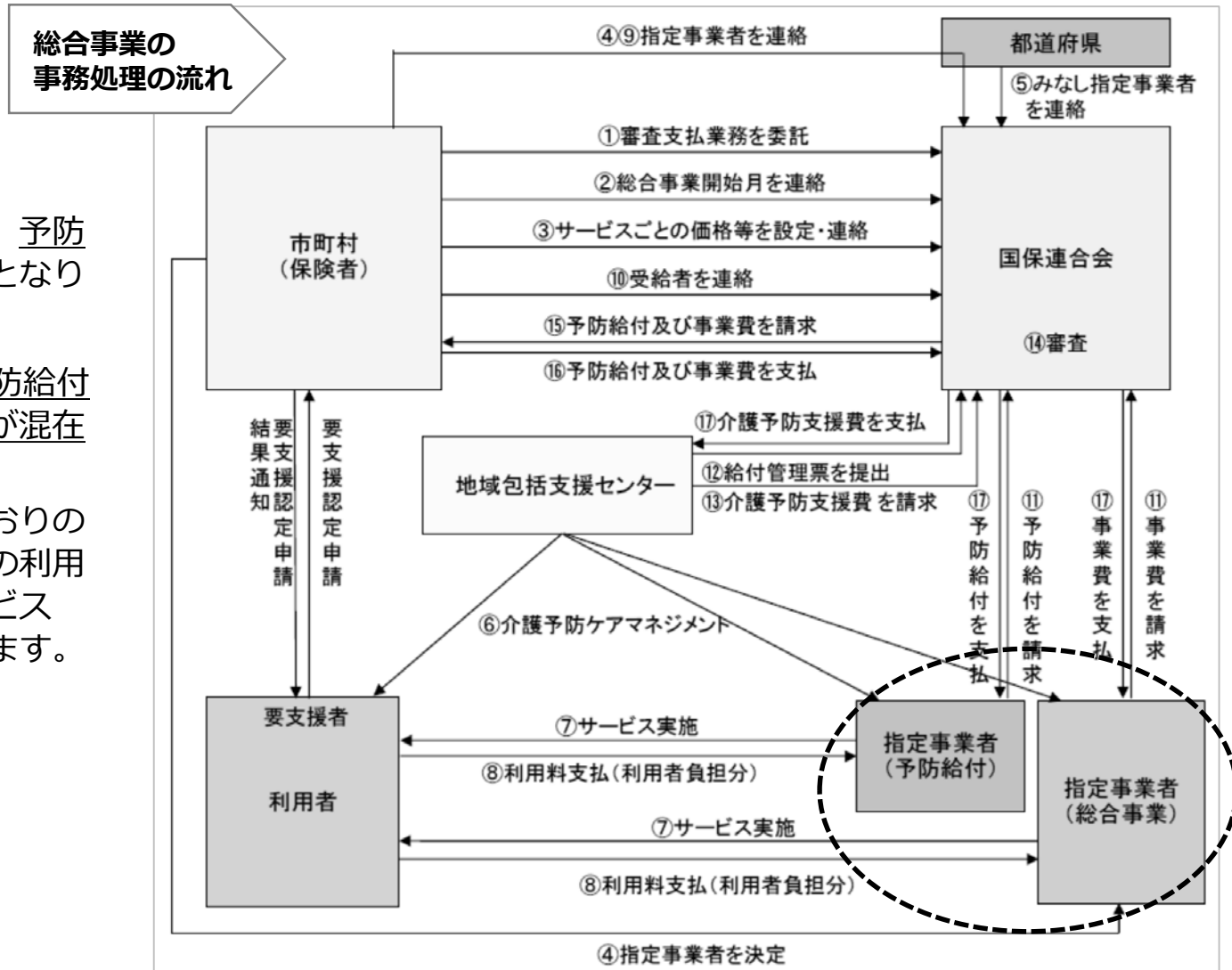
総合事業における請求等について（概要）

事業費の審査・支払い

事業費の請求に対する審査・支払いは、国保連合会に依頼することを予定しています。
そのため、請求に関する事務の流れは、基本的に変更はありません。

請求における留意点

- 総合事業のサービスコードは、予防給付とは別のサービスコードとなります。
- 平成30年3月31日までは、予防給付の利用者と総合事業の利用者が混在します。
予防給付の利用者には従来どおりのサービスコードで、総合事業の利用者には新たな総合事業のサービスコードで請求する必要があります。



介護予防ケアマネジメントについて（概要）

総合事業におけるケアマネジメント

総合事業のサービスを利用する際には、これまでどおりケアマネジメントを行う必要があります。利用するサービスによって、ケアマネジメントの種別が異なります。

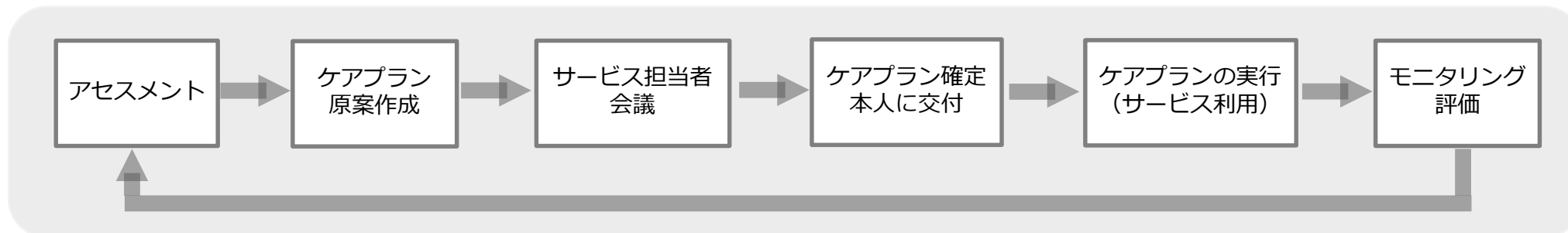
介護予防支援	介護予防給付のみ、または、介護予防給付と総合事業のサービスを組み合わせた予防プラン作成
介護予防ケアマネジメント	介護予防給付を含まず、総合事業のサービスのみのプラン作成 (給付管理を伴わない介護予防給付を含む場合も、介護予防ケアマネジメントとなる)

介護予防ケアマネジメントの目的

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要介護・要支援状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送れるように支援するものです。

ケアマネジメントのプロセス

ガイドラインにおいては、原則的な介護予防ケアマネジメントとして、以下のプロセスが示されています。



3. 訪問型サービスの基準・単価等

訪問型サービスの基準概要（概要・人員）

サービス種別	国基準型訪問サービス（現行相当）	市基準型訪問サービス（サービスA）		
		一体型 （訪問介護等との一体実施）	単独型	
サービス概要	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の介護予防訪問介護と同様の基準 ○サービス内容は、介護予防訪問介護と同様、身体介護と生活援助 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス内容を生活援助に限定し、人員基準を緩和（<u>自立支援のための見守りの援助も生活援助に含む</u>） ○介護事業者向けの「一体型」と、多様な主体の参入も想定した「単独型」を設定 ○一体型は、<u>国基準型サービス（現行相当）と同様の基準とするが、市基準型サービス利用者には、国基準に抵触しない範囲で単独型の基準を適用が可能</u> 		
利用者の目安	P.8「町田市の訪問型サービスの構成（案）」参照			
人員基準	管理者	常勤・専従1以上 （支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）	国基準型訪問サービス（現行相当）と同様	専従1以上 （支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）
	訪問介護員等	常勤換算2.5以上 【資格要件】 介護福祉士等（現行どおり）	国基準型訪問サービス（現行相当）と同様 ○ただし、市基準型訪問サービス（サービスA）利用者には、 <u>国基準に抵触しない範囲で単独型の基準を適用が可能</u>	従事者 必要数 【資格要件】 現行の資格要件 または一定の研修修了者
	サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（※） 【資格要件】 介護福祉士等（現行どおり）	<ul style="list-style-type: none"> ○要介護者・国基準型訪問サービス（現行相当）利用者には、サービス提供責任者が従事し、市基準型訪問サービス（サービスA）利用者には、訪問事業責任者が従事する ○サービス提供責任者は、介護給付・国基準型訪問サービス（現行相当）の基準の範囲内で、訪問事業責任者を兼務することができる 	訪問事業責任者 従事者のうち1人以上必要数 【資格要件】 従事者に同じ
想定されるサービス提供者	現行の指定介護事業者	現行の指定介護事業者 （訪問介護等の指定を受けていることが前提）	新規参入の事業者	

※ 一部非常勤も可。また、一定の場合は利用者50人に1人以上でも可。ともに要件は従前の介護予防訪問介護と同様の要件

訪問型サービスの基準概要（設備・運営・報酬単価）

サービス種別	国基準型訪問サービス（現行相当）	市基準型訪問サービス（サービスA）	
		一体型 （訪問介護等との一体実施）	単独型
設備	<ul style="list-style-type: none"> ○事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備及び備品 <p>※訪問介護等と一体的に運営する場合、訪問介護等の基準を満たし、訪問介護等に支障がない場合については、訪問介護等の設備・備品等を使用することができる。</p>		
運営	<ul style="list-style-type: none"> ○個別サービス計画の作成 ○重要事項の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等 <p>※総合事業に係る記録等の保存については、予防給付と異なり、地方自治法第236条第1項の規定が適用され、2年→5年となります。 （介護保険最新情報Vol.462参照）</p>		
利用者負担	原則、1割負担（一定以上の所得の利用者は2割負担）		
報酬単価 ※地域単価は 現行どおり11.05円	<ul style="list-style-type: none"> ○週1回程度 1,168単位/月 ○週2回程度 2,335単位/月 ○週3回程度 3,704単位/月 	<ul style="list-style-type: none"> ○週1回程度 990単位/月 ○週2回程度 1,980単位/月 ○週3回程度 3,139単位/月 	<ul style="list-style-type: none"> ○週1回程度 817単位/月 ○週2回程度 1,634単位/月 ○週3回程度 2,592単位/月
加算・減算	<p>現行の介護予防訪問介護と同様</p>	<p>初回加算（※）/介護職員処遇改善加算/事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合（×90%）</p> <p>※「サービス提供責任者」を「訪問事業責任者」へ読み替えて実施</p>	<p>初回加算（※）/事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合（×90%）</p> <p>※「サービス提供責任者」を「訪問事業責任者」へ読み替えて実施</p>

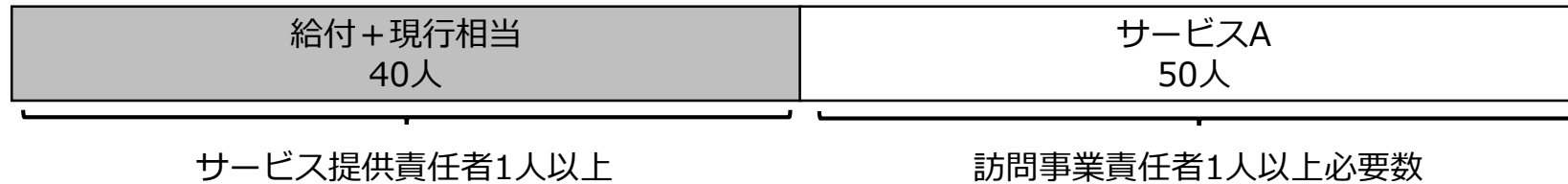
給付と総合事業を一体的に実施する場合の人員配置の例

給付（訪問介護・介護予防訪問介護）のサービスと、総合事業のサービス（現行相当、サービスA）を一体的に実施することも認められています。この場合の人員配置の例は、以下のとおりです。

サービス提供責任者

- 給付のサービス及び総合事業の現行相当の利用者数を合わせて、40人につき1人以上（一定の要件を満たす場合は50人につき1人以上）
 - サービスAについては、訪問事業責任者を1人以上必要数
- ※給付の基準に抵触しない範囲で給付・現行相当と、サービスAを兼ねることは可

<配置例1> 利用者90人の場合 ※90人全員が現行相当の場合は、サービス提供責任者を3人配置（40人につき1人以上の場合）



<配置例2> 利用者40人の場合



サービス提供責任者1人以上 ※サービス提供責任者が、訪問事業責任者を兼ねる

訪問介護員

- 給付のサービス及び現行相当のサービスは、現行の訪問介護員を常勤換算2.5人以上
 - サービスAについては、従事者（現行の訪問介護員または一定の研修修了者）を必要数
- ※サービスAに従事する勤務時間は、給付の基準の「常勤換算2.5人」の勤務時間に含めることはできない

訪問型サービスの実施範囲

訪問型サービス（現行相当、サービスA）で提供するサービスの範囲は、これまでの訪問介護及び介護予防訪問介護の考え方と変わりません。「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日 老計第10号 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）を参考としてください。

<老計10号で例示されているサービス行為（抜粋）>

身体介護	家事援助（生活援助）
国基準型訪問サービス（現行相当）	国基準型訪問サービス（現行相当） 市基準型訪問サービス（サービスA）
<ul style="list-style-type: none"> ○健康チェック、環境整備、相談援助、情報収集・提供、サービス提供後の記録 ○排泄介助、食事介助、特段の専門的配慮をもって行う調理 ○清拭（全身清拭）、部分浴、全身浴、洗面等、身体整容（日常的な行為としての身体整容）、更衣介助 ○体位変換、移乗・移動介助、通院・外出介助 ○起床・就寝介助 ○服薬介助 ○自立生活支援のための見守りの援助（※） 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康チェック、環境整備、相談援助、情報収集・提供、サービス提供後の記録等 ○掃除 ○洗濯 ○ベッドメイク ○衣類の整理・被服の補修 ○一般的な調理、配下膳 ○買い物・薬の受け取り
※市基準型訪問サービス（サービスA）においては、自立生活支援のための見守りの援助も生活援助に含む	

家事援助（生活援助）の内容には含まれないもの

- 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

白紙のページ

4. 事業者の指定等について

総合事業における事業者指定について

指定事業者制度

総合事業では、事業の実施方法として、現在の指定事業者制度を活用することも可能とされており、町田市でも、介護事業者が行うサービスについては、指定事業者制度を活用します。

なお、総合事業における事業者指定は、町田市が行います。

国基準型サービス（現行相当）に係る指定

（1）みなし指定事業者

- ①平成27年3月31日時点で介護予防訪問（通所）介護の指定を受けていた事業者は、総合事業の国基準型サービス（現行相当）の事業者の指定を受けたものとみなされています（みなし指定を希望しない申し出を行った事業者を除く）。
- ②そのため、みなし指定を受けている事業者は、国基準型サービス（現行相当）を行う場合、新たに指定申請は必要ありません（ただし、通所型サービスの場合は、事業費算定に係る体制等に関する届出が必要）。
- ③このみなし指定の有効期間は、平成30年3月31日までとなります。それ以降も引き続いてサービスを提供する場合は、指定の更新を行う必要があります。
- ④みなし指定は全市区町村に効力が及んでいます（ただし、有効期間は、保険者によって異なる場合があります）。

（2）みなし指定事業者以外の事業者

平成27年4月1日以降に新規で介護予防訪問（通所）介護の指定を受けた事業者は、みなし指定されていないため、総合事業のサービスを提供する場合は、新たに総合事業の事業者指定を受ける必要があります。

市基準型サービス（サービスA）に係る指定

市基準型サービス（サービスA）を行う場合は、全ての事業者において、指定申請が必要となります（みなし指定を受けている事業者を含む）。

サービス毎の指定申請等

サービス毎の指定申請・届出・サービスコード

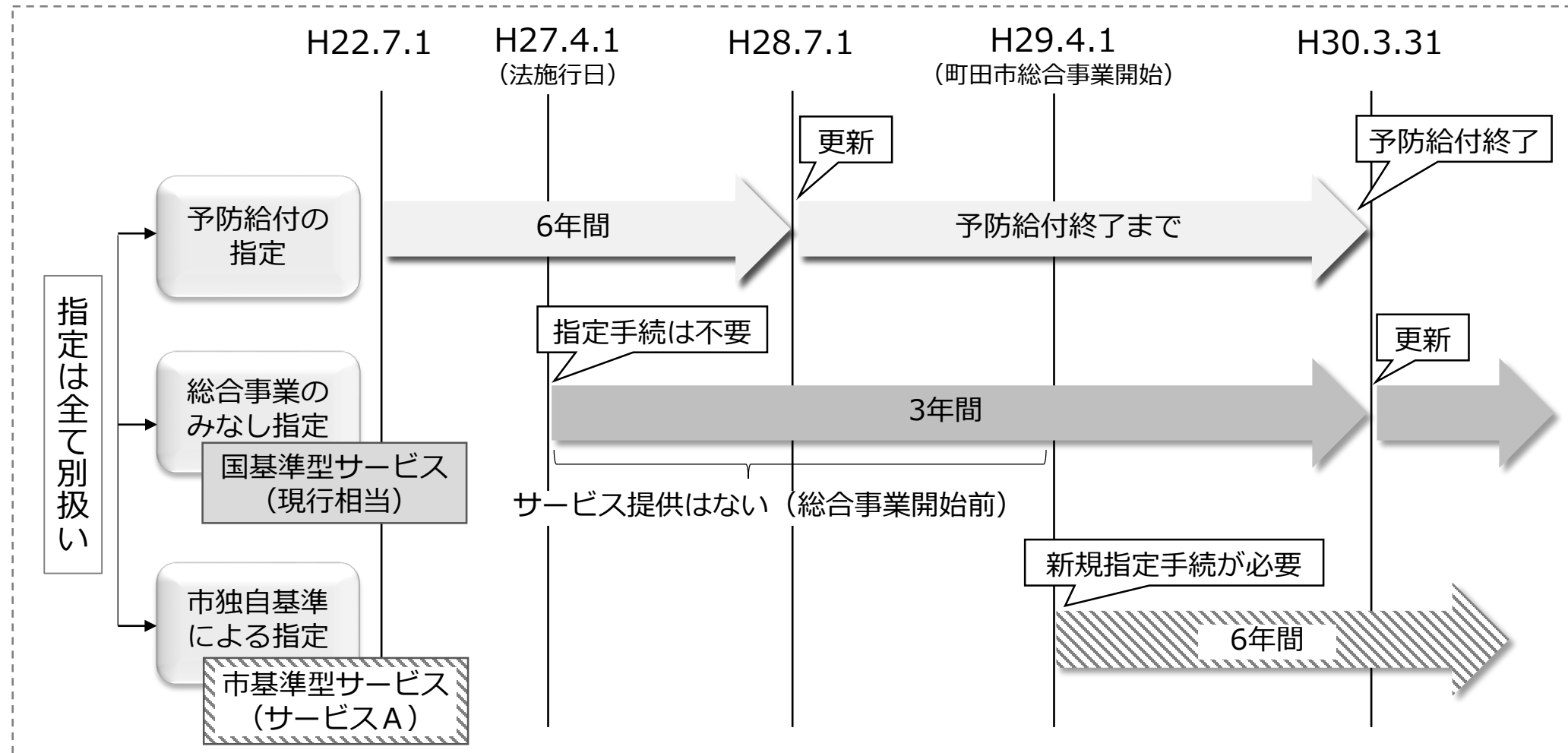
サービス種別	サービス名	事業所種別	指定申請	事業費算定に係る届出	サービスコード
訪問型サービス	国基準型訪問サービス (現行相当)	平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者(みなし事業者)	不要	不要	A1
		平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者/新規参入の事業者	必要	必要	A2
	市基準型訪問サービス (サービスA)	参入する全ての事業者	必要	必要	A3
通所型サービス	国基準型通所サービス (現行相当)	平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けた事業者(みなし事業者)	不要	必要	A6
		平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業者/新規参入の事業者	必要	必要	A6
	市基準型通所サービス (サービスA)	参入する全ての事業者	必要	必要	A7

注意!

予防給付の指定と総合事業の指定

予防給付のサービスと総合事業のサービスは、別のサービスです。そのため、各サービスに係る指定の手続きも各々行う必要があります。

〈例〉平成22年7月1日に予防給付（訪問・通所）の指定を受けた事業者（町田市の場合）



町田市の被保険者以外へのサービス提供

- (1) 町田市の被保険者（※）に対して、総合事業のサービスを提供する場合は、町田市から総合事業の事業者指定を受ける必要があります（みなし指定による国基準型サービス（現行相当）の場合は除く）。
※ 他市区町村に居住する町田市被保険者である住所地特例者を除く。また、町田市に居住する他市区町村の住所地特例者を含む。
- (2) みなし指定を受けている事業者が、国基準型サービス（現行相当）を提供する場合には、他市区町村の被保険者であってもサービス提供が可能です（ただし、事業費算定に係る体制等に関する届出等が必要な場合がありますので、当該保険者への確認が必要です）。
- (3) みなし指定を受けていない事業者が、他市区町村の被保険者に対して総合事業のサービスを提供する場合は、当該保険者から総合事業の事業者指定を受ける必要があります。手続き等については、各保険者に確認してください。
- (4) 指定申請時の届出内容に変更が生じた場合、指定を受けている全ての保険者に変更の届出を行ってください。
- (5) 国基準型サービス（現行相当）において、みなし指定の有効期間が終了（平成30年3月31日）し、町田市へ指定更新の申請を行い、指定された場合、町田市においてのみ、その効力は及びます。そのため、平成30年4月以降も、他市区町村の被保険者が利用する場合には、当該保険者にも指定更新の申請を行う必要があります。

<今まで>



<これから>



指定申請の受付スケジュール

指定申請の受付スケジュール

「市基準型サービス（サービスA）」及びみなし指定事業者以外の事業者による「国基準型サービス（現行相当）」に係る指定申請の受付スケジュールは以下のとおりです。

サービス開始月	提出期間
平成29年4月	平成28年10月3日～平成29年1月31日
平成29年5月	平成29年3月31日まで
平成29年6月以降	前々月の末日まで

※通所型サービスについては、申請受付後、原則、現地確認を行います。

指定申請に必要な書類

指定・届出に必要な申請書の様式や届出書類一覧は、平成28年9月に町田市ホームページへ掲載予定です。

新規参入の事業者について

介護事業者以外で新規参入の予定がある事業者については、指定申請の前に高齢者福祉課へご相談ください。

みなし指定の更新について

みなし指定の有効期間は、一律平成30年3月31日となっており、更新申請が重なります。円滑な手続きを行うために、みなし指定の更新に係るスケジュールは、検討のうえ、上記とは別に改めてお示しします。

5. 総合事業の実施にあたり 準備が必要な事項

総合事業の実施にあたり準備が必要な事項

定款の変更

- 総合事業の実施にあたり、定款の記載内容の修正や追加が必要な場合があります。
定款の変更を行う場合は、介護保険法で使用されている用語にて記載していただくことが適当であると考えます。

＜定款の文言例＞ 介護保険法に基づく第一号訪問事業、介護保険法に基づく第一号通所事業
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業

※定款の変更については、所管する行政機関がある場合、事前に確認が必要です。

- なお、平成30年3月31日までは、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を実施する可能性があるため、これまでの文言は削除しないでください。

運営規程、重要事項説明書、契約書等の文言変更

サービスの種類、利用料等が変更となりますので、適宜、加除修正してください。

契約について

- 現在の予防給付の利用者が、国基準型サービス（現行相当）を利用することになった場合、契約書を改めて取り交わすことが適当です。ただし、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解が生じないようであれば、覚書等を取り交わすといった対応でも差し支えないと考えます。
- なお、市基準型サービス（サービスA）については、新たなサービスの提供であることから、改めて契約書を取り交わす必要があります。

6. まちいきヘルパー事業

まちいきヘルパーとは

まちいきヘルパーとは

- (1) 市基準型訪問サービス（サービスA）では、介護福祉士や介護職員初任者研修等修了者の他に、「一定の研修修了者」でも従事可能としています。この「一定の研修」を町田市で実施し、修了した方を町田市の総合事業における独自のヘルパー（まちいきヘルパー）とします。
- (2) 「まちいきヘルパー」は、今後拡大していくことが予想される生活支援ニーズに対応するために、介護福祉士等の資格を持っていない方でも、総合事業の新たな担い手として活動できるように養成するものです。
- (3) 研修受講者は、町田市の広報やホームページ等で広く募集を行いますが、研修修了後に就労する意思のあることを前提に募ります。
- (4) 町田市で研修を実施し、修了者の養成を行いますが、サービス提供にあたっては、各事業者の採用（契約）によることが前提となります。

まちいきヘルパーの位置づけ

まちいきヘルパーは、町田市の市基準型訪問サービス（サービスA）にのみ従事できることとしています。そのため、介護給付の訪問介護や、国基準型訪問サービス（現行相当）に従事することはできません。

<まちいきヘルパーが従事できるサービス>

従事可否	サービス種別	サービス内容
可	市基準型訪問サービス（サービスA）	生活援助のみ
不可	訪問介護、介護予防訪問介護、 国基準型訪問サービス（現行相当）	身体介護 生活援助

また、他市区町村でも同様の研修を実施していますが、町田市のサービス提供に従事する場合には、町田市での研修を修了する必要があります。逆に、町田市でまちいきヘルパーになった場合でも、他市区町村のサービス提供に従事する場合には、他市区町村での研修を修了する必要があります。

まちいきヘルパー養成研修

研修の概要（案）

対象	全回受講可能な18歳以上の方で、研修修了後に町田市内の事業所で当該ヘルパーとして就労できる方（ヘルパーの資格を持っていない方）
実施期間 (平成28年度)	平成29年1月中旬～2月上旬（週1回×4回で実施）
定員	60名程度
研修内容	職務の理解（介護保険・総合事業の制度）、介護における尊厳の保持・自立支援、介護・福祉サービスの理解と医療との連携、高齢者の健康について、認知症の理解、コミュニケーションの取り方、生活支援技術について、総合演習等（計20時間程度）
実施方法	講義、グループワーク、演習等
受講料等	無料（ただしテキスト代は実費負担）
その他	研修修了後、訪問介護事業者も参加して、就職説明会を開催予定（研修最終日）

研修修了後

各事業者において、採用を検討していただきますが、必ずしも採用しなければいけないわけではありません。また、雇用条件、雇用形態、採用方法等も各事業者で決めていただいております。

7. 今後の予定

今後の予定

平成28年	8月15日	質問票の提出締切り（FAX・メール）
	9月上旬	質問への回答（町田市ホームページへ掲載）
	9月15日	「市基準型訪問サービス（サービスA）における必要人員に関する調査」の回答締切り
	10月3日	指定申請の受付開始（申請の様式等は、9月に町田市ホームページへ掲載予定）
	11月	高齢者支援センター・居宅介護支援事業所向け説明会（介護予防ケアマネジメントについて）
	12月	利用者・市民向け周知開始（広報まちだ、町田市ホームページ、パンフレット等）
平成29年	1～2月	まちいきヘルパー養成研修
	1月31日	指定申請の受付期限（平成29年4月サービス開始分）
	2月	指定事業者向け説明会（請求事務関係）
	4月	総合事業開始